

# 産業廃棄物の市内搬入処分事前協議書

( 新規 ・ 更新 )

年 月 日

岡 山 市 長 様

協 議 者 住 所  
(県外事業者)

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号

当社から排出した産業廃棄物を岡山市内において処分したいので、岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例第20条及び同施行規則第15条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて産業廃棄物の市内搬入処分事前協議書を提出します。

この搬入処分の実施に当たっては、最終処分又は再生に至るまでの間、排出事業者としての責任を自覚し、この搬入処分を委託する処理業者を十分に指導・監督するとともに、万一産業廃棄物処理施設等において問題が生じた場合は、貴職の指導内容に従います。

記

排出事業場：名 称

所在地

搬入期間： 年 月 日から 年 月 日まで

事業場における排出施設 (排出工程)		中間処理施設から排出される場合は、その処理内容を記載すること。				
上記施設から排出される もののうち、岡山市内に搬 入する産業廃棄物		種類				
		量				
排出施設で処理する前の 産業廃棄物の排出事業者 (排出施設が中間処理施設 の場合に限る)		名 称：				
		所在地：				
		業種等：				
処 理 の 内 容	収集運搬	自己運搬(積替： 有 ・ 無)				
		委託処理	収集運搬業者	名 称：		
				所在地：		
				許可番号	運搬元： 第	号
				運搬先：岡山市第		
	積 替： 有 ・ 無					
	備考(頻度等)					
	中間処理	中間処理業者	名称			
			所在地			
			許可番号：岡山市第			
			号			
			処理方法：			
	備考(頻度等)					
	最終処分	最終処分業者	名称			
			所在地			
許可番号：岡山市第						
号						
処理方法：						
備考(頻度等)						
当該搬入に係る担当者 氏名：		電話番号				

備 考

- 1 当該協議書は、搬入開始予定日の3月前までに提出すること。
- 2 市内搬入の期限は、協議が調った後2年とし、これを超えて市内に産業廃棄物を搬入しようとする場合は、2年を超える日の1月前までに更新の手続きを行うこと。
- 3 添付書類
  - ・ 岡山市内に搬入する産業廃棄物に係る種類毎の分析証明書  
(含有試験及び溶出試験)
  - ・ 排出事業場における産業廃棄物の排出工程図  
(産業廃棄物の発生から、岡山市内に搬出するまでの工程図)
  - ・ 産業廃棄物の処理に係る処理業者(収集運搬業者及び処分業者)との契約書の写し
  - ・ 委託する処理業者(収集運搬業者及び処分業者)の許可証の写し  
(収集運搬業者にあつては、運搬元及び岡山市の許可証の写し)
  - ・ 排出された産業廃棄物の写真